

ID: 279

担当部署: 上下水道局

| | | | |
|--|-------------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 負担金及び分担金の徴収猶予 | | |
| 例規名 根拠条項 | 長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例 第9条 | | |
| 例規番号 | 平成17年条例第157号 | | |
| <p>【根拠条文】 (徴収猶予) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金又は分担金の徴収を1年以内の期間を限り猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該負担金又は分担金を納付することが困難であると認めたとき。</p> <p>(2) その他市長が特に認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成27年5月7日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |